



年 月 日

## 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

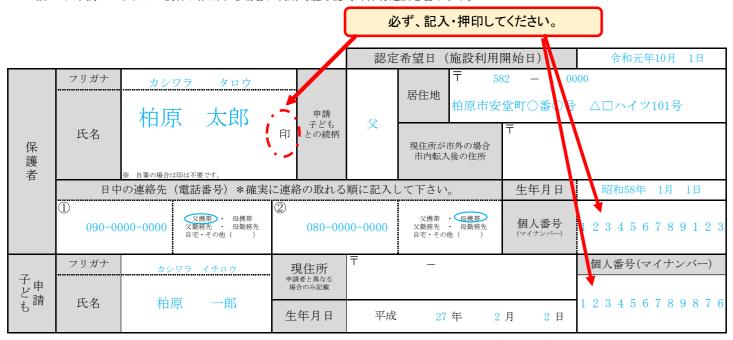
## 柏原市長 様

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援 提供者に支給される場合があります。
- 4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。



## 利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

フリガナ		所在地	₹ 582	<del>-</del> 123	34 Tel		( )	
施設名	○△□幼稚園		柏原市○○町○番○号					
		利用開始	予定日	令和	元 年	10 月	1 日	

裏面に、申請者(保護者欄に記載されている保護者)の「個人番号(マイナンバー)カード」(両面)の写し、 もしくは「通知カード」及び「身分証明書」の写しを添付し、利用給付認定申請書とあわせて提出してください。 裏面に添付できない場合は、証明書の写しを本書とあわせて提出してください。

## 記載例

下記に、申請者(**保護者欄に記載されている保護者**)の「①個人番号(マイナンバー)カード」(両面)の写し、もしくは「②通知カード」及び「③身分証明書」の写しを貼付し、提出してください。

(※下記に貼付できない場合は、証明書の写しを本書とあわせて提出してください。)

保護者の分のみ添付してください。

又は

(※児童の分は不要ですが、表面には番号を記入する必要はあります。)



「②通知カード」の表面の写し (マイナンバー) 通知カード 個人番号 1234 5678 9012 既番号 花子 th ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号 平成元年3月31日牛 性別 女 口口市長 発行日 平成27年10月 NN日 A123456789 「③身分証明書」の写し (顔写真無しの場合は2点必要) (氏名) 日本花子 昭和61年 5月 1日生 (注所) 東京都千代田区霞が関2-1-2 交付 令和01年05月07日 12345 2024年(令和06年)06月01日まで有効 優良 #号第 012345678900 号 

健康保険証などの顔写真が無い証明の場合は、 年金手帳など他に顔写真が無い証明が合計2点必要です。